

掛川市規則第9号

掛川市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成23年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市会計規則の一部を改正する規則

掛川市会計規則（平成17年掛川市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第118条第6号中「差押物件公売代金」の次に「及び公売保証金」を加える。

第119条中「入札保証金」の次に「及び公売保証金」を加える。

別表第1中

「

総務部	行政課	課長の職にある者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	財政課		
	管財課		
	税務課		
	市民安全課		

」

を

「

総務部	行政課	課長の職にある者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	財政課		
	管財課		
	納税課		
	市税課		
	市民安全課		

」

に、

「

環境経済部	環境政策課		
	下水整備課		
	農林課		
	商工労働観光課		

」

を

環境経済部	環境政策課		
	下水整備課		
	農林課		
	商業労政観光課		
	新産業推進課		

に、

教育委員会 事務局	学校総務課	課長の職にある者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	学校教育課		
	幼児教育課		
	社会教育課		
	図書館	館長の職にある者	

を

教育委員会 事務局	教育政策課	課長の職にある者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	学務課		
	学校教育課		
	幼児教育課		
	社会教育課		
	図書館	館長の職にある者	

に改める。

別表第2中

総務部	行政課	所属職員のうち出納員から委任を受けた者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	財政課		
	管財課		
	税務課		
	市民安全課		

を

総務部	行政課	所属職員のうち出納員から委任を受けた者	所管に属する事務事業に係る収入金及び歳入歳出外現金の収納及び保管
	財政課		
	管財課		
	納税課		
	市税課		
	市民安全課		

に、

環境経済部	環境政策課		
	下水整備課		
	農林課		
	商工労働観光課		

を

環境経済部	環境政策課		
	下水整備課		
	農林課		
	商業労政観光課		
	新産業推進課		

に、

教育委員会 事務局	学校総務課		
	学校教育課		
	幼児教育課		
	社会教育課		
	図書館		

を

教育委員会 事務局	教育政策課
	学務課
	学校教育課
	幼児教育課
	社会教育課
	図書館

に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。